平成２２年（フ）第１６５号
新潟県新発田市大栄町４丁目４番11号、前住所新潟県新発田市大栄町６丁目１番10号
債務者　藤原　守雄
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１６６号
新潟県村上市藤沢274番地３　サンハイツ204、前住所新潟市東区津島屋７丁目69番地トルハート・アイＣ―101
債務者　渡邊　志乃（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１６７号
新潟県新発田市豊町４丁目10番10号　コーポアルプ203
債務者　堀　　優子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１７４８号
名古屋市北区会所町82番地の３　楠団地第１号棟709号
債務者　舩越　義明
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７４９号
名古屋市北区会所町82番地の３　楠団地第１号棟709号
債務者　舩越　惠子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８１６号
愛知県小牧市大字大山508番地１
債務者　大橋　金男
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９４７号
愛知県半田市横川町３丁目210番地の１　エルディム横川101号
債務者　松尾　秀孝
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４７号
兵庫県篠山市吹新110番地１　ファーストレジデンス201号
債務者　檜田　良二
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第４８号
兵庫県篠山市二階町88番地１
債務者　檜田　洋子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第４９号
兵庫県篠山市味間南845番地４
債務者　木寅　恵理
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第５１号
兵庫県丹波市柏原町北中39番地47
債務者　山本　貴子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第１０８号
兵庫県加西市中西町480番地の４　市営住宅中西南団地１－１号
債務者　村田久美子（旧姓岩田）
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第３２０号
香川県高松市茜町24番６リバーサイド茜203号室
債務者　尾野田浩志
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３３４号
香川県高松市川島東町38番地５
債務者　中澤　智子（旧姓新名）
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３９０号
香川県高松市上林町737番地２
債務者　深谷　　勇
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３９５号
香川県高松市多肥上町1331番地１香川県済生会病院内、住民票上の住所香川県高松市太田上町73番地９
債務者　乃村美津子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４１２号
香川県高松市多肥下町1510番地７
債務者　田中美花子（旧姓川﨑）
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
高松地方裁判所破産・再生係